

○結城市開発行為等に関する違反事務処理要領

平成26年7月16日

訓令第8号

改正 平成28年3月30日訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に違反して行った開発行為、建築物の建築及び用途の変更並びに特定工作物の建設（以下「違反行為」という。）に関し、法第81条第1項の規定による監督処分その他の違反是正のための措置（以下「違反処理」という。）を行うための事務手続を定め、迅速かつ適切な事務処理を図ることを目的とする。

(違反処理上の留意点)

第2条 結城市職員（以下「職員」という。）は、違反処理に当たり厳正かつ公正な態度で臨み、違反行為者、工事施工者その他の関係人（以下「違反者等」という。）に対して安易かつ不用意な言動は、慎まなければならない。

2 違反処理は、許可事案における水準と同一水準の立地的及び技術的判断に基づいて、全般的に均衡のとれた是正のための行政指導、監督処分等を行うものとする。

(違反処理の体制及び連携)

第3条 職員は、違反行為が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反している場合には、茨城県県西県民センター建築指導課（以下「県西県民センター」という。）に通知するとともに、その後も緊密な連携を保つものとする。

2 職員は、違反行為が建築基準法のほか、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等（以下「土地利用関係法令等」という。）にも抵触する疑いがあると思われるときは、当該関係法令所管課等（以下「関係部署等」という。）と密接な連絡をとり、関係部署等の行うべき処分又は是正指導と、法的性質上可能な範囲において並行して違反処理を進めるよう努めるものとし、それぞれの処理の時機及び処理の実体的内容において均衡を失することのないよう配慮するものとする。

3 職員は、違反行為の程度が重大なもの若しくは悪質なものの、又は事案の調査、処理の円滑な遂

行が妨げられるおそれのあるもの、若しくはその遂行のために効果的と思われるもの等については、警察等と連絡をとり、協力して違反処理を行うものとする。

(違反行為に関する調査等)

第4条 職員は、違反行為を発見し、又は通報等を受けたときは、速やかに調査を開始し、報告書(様式第1号)を作成するものとする。

2 職員は、違反行為の疑いがある事案については、必ず現地を調査し、その状況を確認するものとし、写真に記録するものとする。

3 職員は、現地調査を行うときは、開発行為等現地調査書(様式第2号)により調査を行うものとし、当該調査を実施する場合には、法第82条第2項に規定する身分を示す証明書を携帯しなければならない。

4 職員は、違反行為の調査に際しては、関係部署等と連絡調整の上、当該行為の建築基準法及び土地利用関係法令等に関する違反の有無を併せて把握するよう努めるものとする。

5 職員は、現地調査の結果、違反が明確となった場合は工事停止(様式第3号)又は使用禁止(様式第4号)の文書を当該違反地の見やすい場所に掲示するとともに、必要な指示をするものとし、その措置状況について写真(撮影場所及び年月日が明確なもの)により記録するものとする。この場合において、緊急に指示する必要があるときは、防災措置の指示を併せて行うものとする。

6 職員は、違反していることが明確な事案又は違反の疑いがある事案については、当該違反者等に対して、通知書(様式第5号)により、本市への出頭を求め、違反行為について事情を聴取するものとする。

7 職員は、違反行為に関する調査に着手したときは、開発行為等違反処理台帳(様式第6号)に記入するとともに、事案ごとに違反処理記録簿(様式第7号)を作成し、関係資料を添付するものとする。

(是正のための行政指導)

第5条 市長は、違反行為に係る建築物の用途、規模、構造又は開発行為の内容、違反行為の態様等を総合的に勘案して、違反者等が早期に自主的に是正することを期待することができ、かつ、その是正のための期間の猶予を与える余地のあるものについては、是正計画書を提出させるものとする。

2 市長は、是正計画書の提出がないものその他勧告をすることが必要なものについては、違反者等に対して、違反開発(建築)に対する是正勧告書(様式第8号、様式第9号又は、様式第10

号)により、勧告をするものとする。この場合において、違反行為が、法の規定による許可を受けたものに係る場合には、法第80条第1項の規定に基づく勧告をするものとする。

3 市長は、是正計画書を提出させたもの及び是正の勧告をしたものについては、県西県民センターの協力を得て、その履行の状況を監視するものとし、履行の意思が認められないもの又は履行が不十分なものに対しては、速やかに監督処分を行うものとする。

(監督処分等)

第6条 市長は、違反行為に係る事案で、都市計画の観点から早期に、かつ、確実に是正される必要があるもの、又は是正のための行政指導に従わないものに対しては、遅滞なく法第81条第1項の規定に基づく監督処分を行うものとする。

2 市長は、監督処分をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)、結城市行政手続条例(平成12年結城市条例第4号)及び結城市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成12年結城市規則第7号)の規定により、当該監督処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与のための手続(以下「意見陳述のための手続」という。)を執らなければならない。この場合において、その手続の区分は、次のとおりとする。

(1) 聴聞 許可、認可又は承認を取り消す処分をしようとするとき。

(2) 弁明の機会の付与 許可、認可又は承認の取消し以外の処分をしようとするとき。ただし、聴聞を行うことが相当と認めるときは、聴聞を行うことができる。

3 市長は、違反者等に対して意見陳述のための手続を行った後、違反の内容及び程度等の諸事情を勘案して、法第81条第1項の規定に基づく監督処分を行うものとする。この場合において、監督処分は、命令書(様式第11号、様式第12号又は様式第13号)により行うものとし、茨城県開発審査会に対する審査請求制度の教示をしなければならない。

4 市長は、法第3章第1節の規定に違反した者に対して監督処分を行ったときは、違反行為に係る開発区域内の土地又はその土地にある建築物その他の工作物に係る水道、電気又はガスの供給の申込みの承諾を保留するよう、法第81条の規定による命令書の写し又は告発状の写しを添えて、水道事業者等に、供給の承諾保留に係る要請書(様式第14号)により要請するものとする。

5 市長は、法第81条第1項の規定による命令をした場合には、都市計画法による命令の公示(結城市都市計画法施行細則(平成22年結城市規則第24号)様式第25号)を設置するとともに、その旨を公告するものとする。この場合において、前項に規定する水道事業者等への供給保留の要請をした場合は、その旨も記載するものとする。

6 市長は、監督処分を行ったときは、関係部署等に通知するとともに、指導監督の継続を依頼するものとする。

7 市長は、県西県民センターの協力を得て、命令の履行状況について監視を続けるものとし、適時履行を促すための指導を行うものとする。この場合において、命令がその期限内に履行されないときは、都市計画法違反に対する措置命令履行勧告書（様式第15号）により、速やかに履行すべき旨の勧告をするものとする。

（告発）

第7条 市長は、前条による監督処分に従わない者、その他違反の程度が重大で、かつ、反社会性の強い悪質な事案であつて、違反行為の状況から行為者に対する制裁及び社会的責任の追及が必要と認められるものについては、法の尊厳を守り、違反行為者に反省の機会を与えるため、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により告発するものとする。

付 則

この訓令は、平成26年7月16日から施行する。

付 則（平成28年3月30日訓令第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、第2条の規定による改正前の結城市辞令規程及び第3条の規定による改正前の結城市開発行為等に関する違反事務処理要領に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

報 告 書

| 【開発行為等】 | | 担当者名 | |
|--------------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|
| ※No. | ※年月日 | 年 月 日 | |
| 発見の種類 | 自主発見 通報（投書，電話） 陳情 その他（ ） | | |
| 発見通報年月日 | 年 月 日 | | |
| 通報・陳情者 住所 氏名 | 電話（ ） 違反物件に対する通報・陳情者の立場（ ） | | |
| 建築主 住所・氏名 | 電話（ ） | | |
| 設計者 住所・氏名 | 電話（ ） | | |
| 工事監理者 住所・氏名 | 電話（ ） | | |
| 工事施工者 住所・氏名 | 電話（ ） | | |
| 敷地の 位置 | 地名地番 | | |
| | 区域 | 市街化区域 市街化調整区域 | 用途地域 |
| | 防火地域 | 準防火 22条 指定なし | 容積率/建ぺい率 |
| 建築物概要 | 造 | 階建 | 造 |
| | 葺き | 葺き | 葺き |
| | 建築面積約 m ² | 建築面積約 m ² | 建築面積約 m ² |
| | 延べ面積約 m ² | 延べ面積約 m ² | 延べ面積約 m ² |
| 着工の時期 | 年 月 日頃 | | |
| 工事進捗状況 | | | |
| 違反と 思われる内容 | | | |
| その他 報告事項 | | | |

- (注) (1) ※印の欄は，記入しないでください。
 (2) 各欄は，報告時において把握している範囲で記入してください。
 (3) 報告する時は，案内図，公図，土地謄本等を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

開発行為等現地調査書（I）

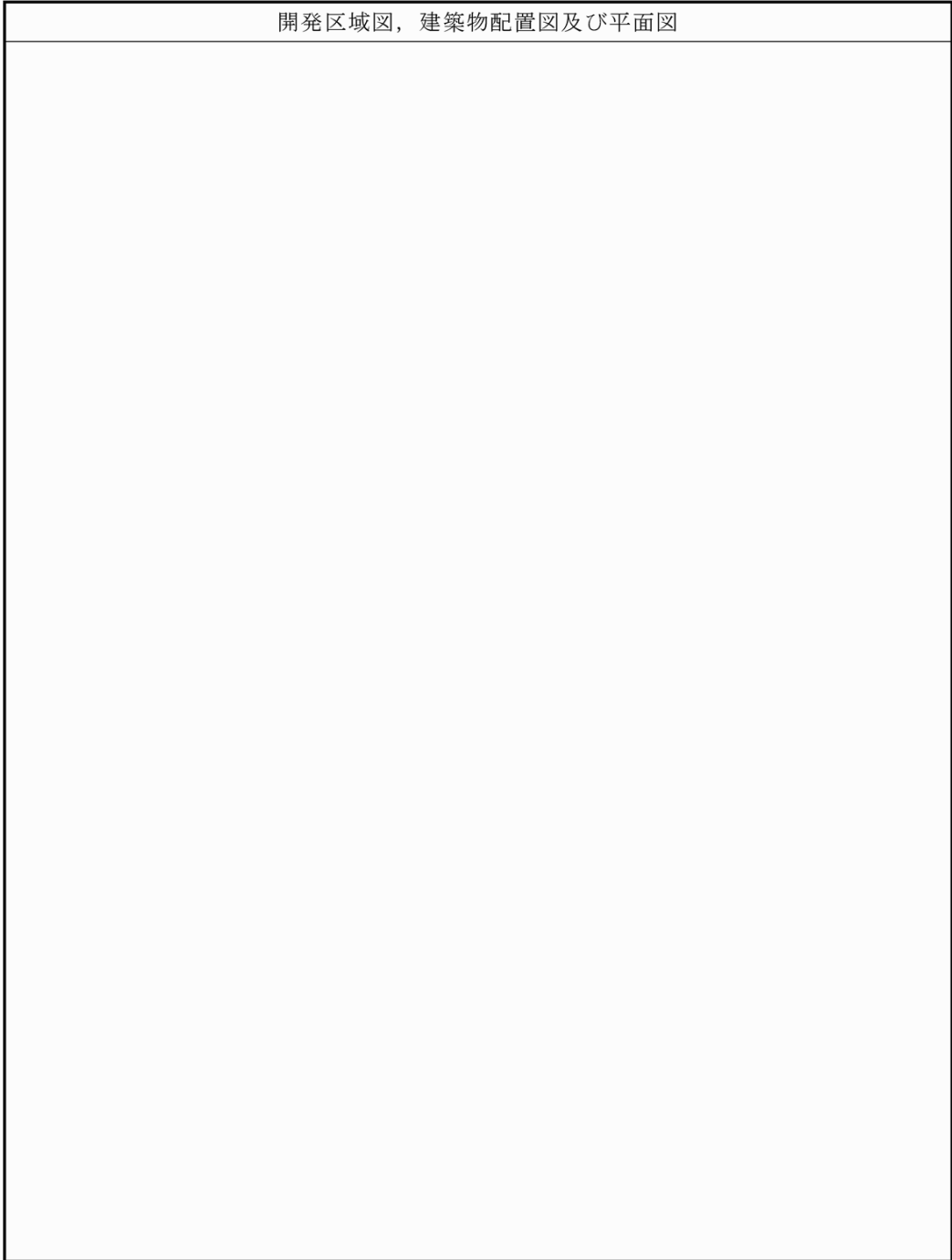
| | | | |
|-----|-------|-----|--|
| 調査日 | 年 月 日 | | |
| 調査者 | | 立会者 | |

| | | | | | | | | |
|-------------------|-------------|----|------------------|---------------------|----------|-------|----------------|----------------------------------|
| 違反条項 | | | 関係法令 違反 | | | | | |
| 違反行為の概要 | | | | | | | | |
| 事業主 (建築主) | 住所： 氏名： | | 電話： | | | | | |
| 所在 | | | 地域 地区 | 市街化区域（ ） 市街化調整区域 | | | | |
| 工事施工者 | 住所： 氏名： | | 電話： 建設業許可： | | | | | |
| 設計者 | 住所： 氏名： | | 電話： 建築士事務所登録： | | | | | |
| 土地・建築物の概要 | 目的 (主用途) | | | | | | | |
| | 開発面積 | | 敷地面積 | m ² | 区画数 | 区画 | | |
| | 地名 | 地番 | 地積 | 地目 | 構造 階建 | 地目 | 規模 床面 建面 | m ² m ² |
| | | | m ² | | | | | |
| | | | m ² | | | | | |
| | | | m ² | | | | | |
| 合計 | | | | m ² | | | | |
| 工事施工時期 (着工～完了) | 開発 行為 | ～ | 年 月 日 | 建築物の 建築 | ～ | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 許可・確認の 有無・内容 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|--------------------|---|--------------------|---------|----------------------|
| (A) 開発行為の状況 | 工程状況 | 1 伐開除根 2 粗造成 3・仕上整地 ・道路路床整正 4・宅地整地 ・街路築造 5 造成工事完了 ・排水施設 ・水道設備・電気設備・ガス | | | |
| | 切土・盛土 | | 防 災 状 況 | | |
| | 区画割 | 区画数 | 区画 | 平均区画面積約 | m ² |
| | 前面道路 | 種類 幅員 | 幹線道路との位置関係 m | | |
| | 排水放流先 | | | | |
| | 造成前の状況 | | | | |
| (B) 建築物の状況 | 工事施工時期 | 年 月 日 | | ～ | 年 月 日 |
| | 建築物等の概要 | 構造 造階建 | 用途 | 規模 | 工程状況 確認の有無 ・内容 |
| | 工事種別 | 新築 | 増築 | 改築 | 用途変更 |
| | 使用状況 | 使用者 | 使用状況 年 月 日から使用 | | |
| | 建築基準法の規定違反 | | 建築基準 法による 措置 | 年 月 日 | |
| | 電気・水道・ガスの供給の有無 | | | | |
| (C) 地域の状況 | 周囲の土地利用 | | | | |
| | 周辺地域の特徴 (建築状況等) | | | | |
| 現場における措置 | | | | | |
| 特記事項 (処理方針等) | | | | | |

開発行為等現地調査書（Ⅱ）

開発区域図，建築物配置図及び平面図



様式第3号（第4条関係）

（A4 地色：赤 文字：白抜き）

都市計画法の規定違反

工事
停止

結
城
市
長

年

月

日

様式第4号（第4条関係）

（A4 地色：赤 文字：白抜き）

都市計画法の規定違反

使用禁止

結
城
市
長

年

月

日

様式第5号（第4条関係）
（A4 赤ふちどり）

| 通 知 書 | |
|--|--|
| <p>建 築 主 工事施工者 様</p> <p>本日、建築物等の調査のため現地に伺いました。</p> <p>1 本建築物が、建築基準法の規定による確認済のものであれば、表示板を掲示し、連絡してください。</p> <p>2 本建築物は、都市計画法及び建築基準法の規定に抵触しているおそれがあります。つきましては、詳細を承知したいので下記により出頭してください。</p> <p>3 本建築物が、無許可又は無確認であれば直ちに工事を中止し、下記により出頭してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">結 城 市</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I 出頭日時 年 月 日 午前・午後 時 分</p> <p>II 出頭場所 茨城県結城市大字結城1447番地 結城市都市建設部都市計画課 電話 - -</p> <p>III 持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この通知書 ・建築許可通知書 ・公図の写し ・土地売買契約書 ・その他（ ・印鑑 ・建築確認済証 ・工事請負契約書 ・建物の配置図、平面図等 ・開発許可書 ・土地登記事項証明書 ・土地賃貸借契約書 ・重要事項説明書 ） <p>(注意) 1 代理人が出頭する場合は、委任状を提出すること。 2 やむを得ない理由で出頭できない場合は、事前に連絡すること。</p> | |

-----き-----り-----と-----り-----線-----

| 事業主 | (連絡先) | 持参書類指示項目 |
|------|-----------------|---|
| 所 在 | | <ul style="list-style-type: none"> ・この通知書 ・建築許可通知書 ・土地登記事項証明書 ・工事請負契約書 ・土地売買契約書 ・建物の配置図、平面図等 ・重要事項説明書 ・その他（ |
| 通知日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分 | |
| 出頭日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分 | |
| 調査者 | | |
| 備 考 | | |

様式第 6 号 (第 4 条関係)

開発行為等違反処理台帳

| 番号 | 事業主 (建築主) | 所 在 | 用途 | 違反 条項 | 調 査 着 手 | 処 理 (監督処分・ 勧告・告発・ 電気保留等) | 完 結 (日付・事由) |
|----|--------------|-----|----|----------|------------------|-----------------------------------|----------------|
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |
| | | | | | ・ ・ | ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ |

違反処理記録簿(Ⅱ)

| 年月日 | 調査処理の経過 |
|-----|-----------------------|
| . . | 自主発見 パトロール 住民 その他 () |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |
| . . | |

様式第 8 号（第 5 条関係）

結城市指令第 号
年 月 日

様

結城市長 印

違反開発（建築）に対する是正勧告書

土地の所在 _____

建築物の用途規模構造 _____

あなたが、上記の土地で行った開発（建築）行為は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 条に違反しているのです。下記のとおり勧告します。

記

勧告する処置

1 違反の状況

2 必要な措置

3 履行期限 年 月 日 まで

| |
|------------------------|
| 連絡先 結城市役所 電話 - - |
|------------------------|

様式第 9 号（第 5 条関係）

結城市指令第 号
年 月 日

様

結城市長 印

違反開発（建築）に対する是正勧告書

土地の所在 _____

建築物の用途規模構造 _____

あなたが、上記の土地で行った開発（建築）行為が、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反しているという事実を知らながら、当該違反に係る土地若しくは工作物を（譲り受けた・使用する権利を取得した）ので、下記のとおり勧告します。

記

勧告する処置

- 1 違反の状況
- 2 必要な措置

3 履行期限 年 月 日 まで

連絡先

結城市役所

電話 — —

様式第10号（第5条関係）

結城市指令第 号
年 月 日

様

結城市長 印

違反開発（建築）に対する是正勧告書

土地の所在 _____

建築物の用途規模構造 _____

あなたが、上記の土地で行った開発（建築）行為が、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反しているという事実を知らながら、当該違反に係る土地若しくは工作物の（工事をしている・工事をしていた）ので、下記のとおり勧告します。

記

勧告する処置

1 違反の状況

2 必要な措置

3 履行期限 年 月 日 まで

連絡先

結城市役所

電話 — —

様式第 1 1 号 (第 6 条関係)

(表)

結城市指令第 号
年 月 日

様

結城市長 印

命 令 書

あなたが, 番地の土地において, をしたことは, 都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 条 の規定に違反したものであるから, 同法第 8 1 条第 1 項の規定により, 次のとおり命令します。

命ずる措置
措置の内容

履行期限 年 月 日 まで

連絡先

結城市役所

電話

— —

備考 この処分に関する教示は, 裏面にあります。

(裏)

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、結城市を被告として（訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 2 号 (第 6 条関係)

(表)

結城市指令第 号
年 月 日

様

結城市長 印

命 令 書

あなたは、 番地で行った開発（建築）行為が都市計画法（昭和 43 年法律第 1 0 0 号）に違反しているという事実を知らながら、当該違反に係る土地又は工作物等を（譲り受けた・使用する権利を取得した）ので、同法第 8 1 条第 1 項の規定により、次のとおり命令します。

年 月 日

命ずる措置
措置の内容

履行期限 年 月 日 まで

| |
|------------------------|
| 連絡先 結城市役所 電話 — — |
|------------------------|

備考 この処分に関する教示は、裏面にあります。

(裏)

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、結城市を被告として（訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 3 号 (第 6 条関係)

(表)

結城市指令第 号
年 月 日

様

結城市長 印

命 令 書

あなたは、 番地で行った開発（建築）行為が都市計画法都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反しているという事実を知らながら、当該違反に係る土地又は工作物等の（工事をしている・工事をしていた）ので、同法第 8 1 条第 1 項の規定により、次のとおり命令します。

年 月 日

命ずる措置
措置の内容

履行期限 年 月 日 まで

| |
|------------------------|
| 連絡先 結城市役所 電話 — — |
|------------------------|

備考 この処分に関する教示は、裏面にあります。

(裏)

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、結城市を被告として（訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 4 号 (第 6 条関係)

| 供給の承諾保留に係る要請書 | | | |
|---|----------------|----------------------|---------------------|
| 様 | | 第 号 年 月 日 | |
| | | 結城市長 印 | |
| <p>次の建築物は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反しているので、同法第 8 1 条第 1 項の規定に基づき監督処分を行ったところです。</p> <p>つきましては、当該建築物に係る 供給申込に対する承諾を保留されるよう要請します。</p> | | | |
| 法第 8 1 条第 1 項 の命令年月日 | 年 月 日 | 標 識 掲 示 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 居住の有無 最終居住年月日 | 有 ・ 無 年 月 日 | 用途・構造 規 模 | |
| 供 給 申 込 者 | | | |
| 建築主 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| 敷地の位置 | | | |
| 違反の概要 | | | |
| 命令後の方針 | | | 電話等における 事前通知記載事項 |
| | | | |

様式第15号（第6条関係）

結城市指令第 号
年 月 日

建築主
住所
氏名 様

結城市長 印

都市計画法違反に対する措置命令履行勧告書

あなたが行った下記の 行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 条第 項に違反することから、同法第81条第1項の規定に基づき、 年 月 日結城市指令第 号をもって、 年 月 日を履行期限とする を命令したところですが、あなたは未だ命令を履行していません。

このことは、法の秩序を破壊する反社会的行為であると同時に、同法第91条の規定により罰せられることとなるので、直ちに上記命令を履行するよう勧告します。

なお、この勧告が無視された場合は、告発の対象となりますので、念のため申し添えます。

記

- 1 違反行為地
- 2 目的（用途）
- 3 建築物の構造・規模

| | 造 | 階建 |
|--------|---|----------------|
| 建築面積 | 約 | m ² |
| 延べ床面積 | 約 | m ² |
| 4 履行期限 | 年 | 月 日まで |

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第4条関係)

様式第8号 (第5条関係)

様式第9号 (第5条関係)

様式第10号 (第5条関係)

様式第11号 (第6条関係)

様式第12号 (第6条関係)

様式第13号 (第6条関係)

様式第14号 (第6条関係)

様式第15号 (第6条関係)